八王子市町会・自治会に対する備品助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業を活用し、町会等のコミュニティ活動に必要となる備品の整備を支援することにより、地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域住民が自ら行う良好な地域づくりを推進する。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

１　町会等とは、町会、自治会、管理組合その他これらに類する団体をいう。

２　新設の町会等とは、概ね５年以内に設立された町会等をいう。

（対象団体）

第３条　申請対象となる団体は、市に登録のある町会等とする。なお、多くの町会等に広く備品を提供するため、未助成団体を優先するとともに、新設の町会等において、優先枠を設けることとする。

２　助成実施年度から過去５年度の間に助成を受けている団体は、申請することができない。

３　同一の建物を複数の町会等で利用している場合については、備品を共用することができるため、申請は代表の町会等に限定する。

（対象となる備品）

第４条　対象となる備品は、町会等のコミュニティ活動に直接必要となる備品で、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品とする。

（備品の助成方法）

第５条　各町会等への備品の助成は、現物支給とする。

（要望書類の提出）

第６条　備品の助成を要望する町会等の代表者は、助成実施年度の前年度中の市が指定する期日までに、八王子市町会・自治会備品助成要望書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

（選考）

第７条　提供の対象とする町会等の備品要望額が市の予算の範囲を超えた場合については、抽選により助成団体及び備品助成数を決定する。

２　市長は、選考を実施した場合、要望書類を提出した団体に対し、助成の可否及び備品助成数について通知する。

（申請）

第８条　備品の助成を受けようとする町会等の代表者は、助成実施年度中の市が指定する期日までに、八王子市町会・自治会備品助成申請書及び備品保管承諾書（第２号様式）を市長に提出するものとする。

（助成の決定及び通知）

第９条　市長は、申請書を受理したときは、第７条の選考及び自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業の助成決定を基準に助成を決定し、八王子市町会・自治会備品助成決定通知書（第３号様式）により、町会等の代表者にその旨を通知する。

（助成額）

第10条　第５条に定める現物支給は、１団体につき20万円を上限とする。

（受領）

第11条　町会等の代表者は、第９条の助成決定を受け、備品を受領したときは、直ちに品名、数量等を確認し、備品無償譲渡受入承諾書（第４号様式）を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（備品の利用）

第12条　町会等は、助成をうけた備品を適正に管理し、コミュニティ活動に有効に利用するものとする。

附　則

この要綱は、平成３１年（２０１９年）４月　１日から施行する。

この要綱は、令和　３年（２０２１年）４月　１日から施行する。

この要綱は、令和　６年（２０２４年）８月２０日から施行する。